

華僑・外国人投資のネガティブリスト

華僑・外国人の投資禁止及び制限項目

改正期日：民国 102(2013)年 6 月 17 日

1. 華僑・外国人の投資が禁止される業種

中分類番号	中分類業種	細分類業種	項目	目的事業主 務機関	備考
18	化学材料製造業	1810 基本化学材料の 製造業	軍用ニトログリセリンの 製造(火薬爆薬の元で 公共の安全等に関わる ニトログリセリンに属するも の)	国防部	
			水銀法塩基塩酸	經濟部	国民待遇
			国連の化学武器禁止公 約リストに列挙される化 学物質甲類化学品	經濟部/ 国防部	国民待遇
			CFC、ハロン、トリクロエ タン、四塩化炭素	行政院環境 保護署	国民待遇
19	化学製品製造業	1990 その他化学製品 の製造業	軍用火薬の起爆装 置、導火剤、起爆剤、 二雷酸水銀	国防部	
24	基本金属製造業	2499 未分類その他基 本金属製造業	金属カドミウム精錬工業	經濟部	国民待遇
29	機械設備製造業	2939 その他通用機械 設備の製造業	軍用火器、武器製 造、銃器修理、弾薬、 射撃制御機器(軍用 航空機は含まない)	国防部	
49	陸上運輸業	4931 公共バス運客業	市内バス、高速バス運 客業	交通部	華僑に対しては禁止 しない
		4932 タクシー運客業			
		4939 その他バス運客 業	観光バス運客業		

54	郵政及び宅配業	5410 郵政業		交通部	国民待遇
60	マスコミ及び番組放送業	6010 ラジオ放送業	無線放送業 ワイヤレステレビ業	国家通信放送委員会	
		6021 テレビ放送業			
		6022 有線及びその他 有料番組放送業			
64	金融仲介業	6415 郵政貯蓄為替業		交通部/ 金融監督管理委員会	国民待遇
69	法律及び会計サービス業	6919 その他法律サービス業	民間公証人サービス	司法院	華僑に対しては禁止しない
93	運動、娯楽及びレジャーサービス業	9323 特殊娯楽業		經濟部	

2. 華僑・外国人の投資が制限される業種

中分類番号	中分類業種	細分類業種	項目	目的事業主務機関	備考
01	農牧業	0111 稲作栽培業		行政院農業委員会	
		0112 雑糧栽培業		行政院農業委員会	
		0113 特用作物栽培業		行政院農業委員会	
		0114 野菜栽培業		行政院農業委員会	
		0116 食用茸類栽培業		行政院農業委員会	
		0119 その他農作物栽培業		行政院農業委員会	
		0121		行政院農業	

		牛飼育業		委員会	
		0122 豚飼育業	種豚飼育	行政院農業 委員会	
		0123 鶏飼育業	種鶏飼育	行政院農業 委員会	
		0124 家鴨飼育業	種鴨飼育	行政院農業 委員会	
		0129 その他牧畜業		行政院農業 委員会	
02	林業			行政院農業 委員会	華僑は制限を受けな い
03	漁業			行政院農業 委員会	
10	煙草製造業			財政部	国民待遇
18	化学材料製造業	1810 基本化学製品の 製造業	ニトログリセリンの製造 (火薬爆薬の元で公共 の安全等に関わるニトロ グリセリンには属さないもの)	国防部	
27	コンピューター、電 子商品及び光学 製品の製造業		軍事機材設備	国防部	
31	その他運輸工具 及びそのパーツ製 造業	3190 その他未分類運 輸工具及びその パーツ製造業	軍用航空機の製造、組 立、点検	国防部/ 經濟部	
33	その他製造業	3399 その他未分類製 造業	象牙加工	農業委員会	国民待遇
35	電力及び燃料用 気体供給業	3510 電気供給業	電力輸送、電力配送業	經濟部	
		3520 燃料用気体供給 業	導管による燃料用気体 供給業	經濟部	
36	用水供給業	3600 用水供給業	水道水事業	經濟部	
50	水上運輸業	5010	船舶運輸、船舶賃借	交通部	華僑は制限を受けな

		海洋水上運輸業			い
		5020 川及び湖水上運輸業			
51	航空運輸業	5100 航空運輸補助業		交通部	華僑による投資は禁止しない
52	運輸補助業	5260 航空運輸補助業	空港の職員、機内食業者	交通部	1. 華僑は制限を受けない。 2. 条約或は協定に別段の規程があるものは制限を受けない。
60	通信及び番組放送業	6010 ラジオ放送業	有線テレビ放送システム 経営、衛星テレビ放送 事業	国家通信放送委員会	
		6021 テレビ放送業			
		6022 有線及びその他 有料番組放送業			
61	電気通信業	6100 電気通信業	第一類電気通信業	国家通信放送委員会	
69	法律及び会計サービス業	6912 行政書士事務サービス業	土地登記専門代理サービス業	内政部	

注記:

1. 社会保険業、学校、病院などは公益法人に属し、営利事業ではないため、ネガティブリストには列挙しない。
2. かかるリストの業種分類方式は、行政院主計処が 2011 年 3 月 1 日付けで印刷した「中華民國業種標準分類（第 9 回修正）」に基づく。

【この和訳は、参考資料用でございます。正確な条文の解釈は、原文の中国語文に基づき、解釈頂ようお願い申し上げます。】

本訳文は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。